

議案第14号

大阪市職員基本条例及び職員の退職管理に関する条例の一部を改正する 条例案

(大阪市職員基本条例の一部改正)

第1条 大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第47条第2項及び第5項中「第2条第2項に規定する特定独立行政法人」を「第2条第4項に規定する行政執行法人」に改める。

(職員の退職管理に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職管理に関する条例（平成24年大阪市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第2項に規定する特定独立行政法人」を「第2条第4項に規定する行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月13日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

独立行政法人通則法の一部改正に伴い、規定を整備するため、大阪市職員基本条例及び職員の退職管理に関する条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

大阪市職員基本条例（抄）

（外郭団体等への再就職の禁止）

第47条 省 略

2 前項の規定によるもののほか、離職前5年間に営利企業（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業をいう。以下同じ。）又は営利企業以外の法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する**特定独立行政法人及び地方独立行政法人法**（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する**特定地方独立行政法人**を含む。）に対し行政上の権限（営利企業又は営利企業以外の法人の役員以外の地位に就こうとする場合にあっては、裁量の余地が少ない権限又は軽微な権限で市長が定めるものを除く。）の行使に携わることを職務内容とする職にあった期間のある職員等は、離職後2年間、当該行政上の権限に係る営利企業又は営利企業以外の法人に就職することができない。

3 - 4 省 略

5 職員等は、第1項第1号から第3号に掲げる法人その他の団体への就職については、人材データバンク制度（営利企業又は営利企業以外の法人その他の団体（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法第2条第2項に規定する**特定独立行政法人及び地方独立行政法人法**第2条第2項に規定する**特定地方独立行政法人**を含む。）からの職員に対する求人に係る情報及び職員からの営利企業又は営利企業以外の法人その他の団体に対する求職に係る情報をそれぞれに提供することにより、再就職を支援する仕組みをいう。）を利用しなければならない。

職員の退職管理に関する条例（抄）

（再就職の支援の方針）

第2条 職員の再就職の支援については、本市の人材データバンク制度（営利企業（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業をいう。以下同じ。）又は営利企業以外の法人その他の団体（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2第4項 行政執行法人

条第2項に規定する特定地方独立行政法人（以下「公共団体等」という。）を含む。以下この条及び第7条において同じ。）からの職員に対する求人に係る情報及び職員からの営利企業又は営利企業以外の法人その他の団体に対する求職に係る情報をそれぞれに提供することにより、再就職を支援する仕組みをいう。以下同じ。）その他この条例の定めるところによることとする。